

生活困窮者支援を通じた地域づくり

～地域社会が育てる新たな担い手～

青森県三沢市 中村 和徳



はじめに

近年の長引く景気低迷により雇用を取り巻く環境は一層厳しくなり、生活保護受給者は増加を続け、生活保護制度への負担過多が重要な課題の一つとされている。この課題に対し、生活保護に至る前段階の自立支援を強化すべく、平成 27 年度より生活困窮者自立支援法が施行となる。現在、全国約 900 の福祉事務所設置自治体では、その実施体制づくりに追われている。

本書では、私自身が生活保護の現業員（ケースワーカー）であることを前提に、生活困窮の現状及び国の対応を整理した上で、我が地域に適した支援体制を考えていく。

第 1 章 生活困窮者の現状

1-1 生活困窮をめぐる現状と課題

1990 年代以降、我が国はバブル経済崩壊などを契機に、構造的な景気低迷が続いてきた。さらに、2008 年のリーマンショックの影響により、雇用を取り巻く環境が厳しさを増すこととなる。

全就業者に占める非正規雇用労働者の割合は増加傾向にあり、全体の 3 割を超える。安定した経済的基盤や職業キャリアを築くことができず、困窮に陥るケースが増加している。その結果として生活保護受給者数はここ数年で急増し、平成 26 年 4 月には約 215 万人となっている。その世帯類型をみると、最も増加しているのは高齢者世帯であり、稼働年齢層（65 歳未満）を含むその他世帯もここ 10 年で 3 倍強に増加している。また、被保護世帯の約 4 分の 1 の世帯主が生活保護世帯出身という「貧困の連鎖」が続いている。

これらの諸問題は、貧困・低所得問題の予防策として位置づけられている雇用や住宅などの社会保障関連制度や、社会保障・社会福祉制度の機能不全を意味している。その結果として、最後のセーフティネットである生活保護制度の担う役割が膨張している。

1-2 生活困窮者支援の意義

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と憲法第 25 条で規定され、その権利を保障する最後の砦が生活保護法である。一方、生活困窮者自立支援法が定める「生活困窮者」とは「現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第 2 条第 1 項）とある。つまり、「生活困窮者＝生活保護予備軍」と解される。

生活保護の相談に来られる方は、経済的な問題だけでなく、健康、障害、家族関係など多様で複合的な課題を抱えているケースが多い。彼らは自信を失い、大きな不安やトラウマを抱えている。相談内容はどれも深刻で、自殺未遂や栄養失調などの生命に関わるケー

スも少なくない。

生活困窮者支援の意義は、単に生活保護受給を抑制させることだけではない。早期に自立支援を行うことで、課題の複雑化・深刻化を防ぎ、結果的に生活保護となった場合でも多様な働きかけが可能となる。

第2章 生活困窮者対策の充実・強化に基づく国の対応

2-1 新制度の全体像

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行される。この新制度では、生活困窮者を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行っていく。これまでの申請主義を背景とした「事後対応型福祉」から予防的アプローチを推進した「事前対応型福祉」への転換を図り、早期発見・早期対応によって事態の深刻化を未然に防ぐ。もちろん、最終目的は生活困窮状態からの脱却である。

同法に基づく事業はいくつかあり、必須事業と任意事業とに分けられる。必須事業は「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の2つ、その他は任意事業として「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「学習支援事業」「就労準備支援事業」がある。

費用に関して、必須事業は国庫負担3/4、任意事業の就労準備支援事業と一時生活支援事業は国庫補助2/3、その他事業は国庫補助1/2となっている。

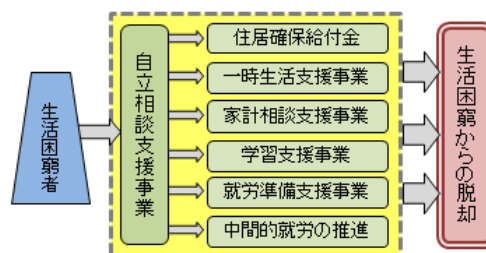


図-1 生活困窮者自立支援制度における事業展開のイメージ

2-2 各事業における支援内容

(1) 自立相談支援事業

新制度の中核を担う事業であり、入り口でもある。単なる面接相談ではなく、生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの実施、支援計画を作成し、必要なサービスにつなげる。また、就労支援や関係機関への同行訪問なども行っていく。これまでの相談機関にみられた待ちの姿勢ではなく、積極的なアウトリーチにより、早期発見による予防型支援を展開していく。

(2) 住居確保給付金

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対して、有期で家賃相当額を支給するものである。これにより、住まいを失うという困窮の深刻化を防ぎ、求職活動などに専念することができる。

(3) 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食の供与等を実施する。本事業の利用対象者として、いわゆるネットカフェ難民やホームレスなどの一定の住居を持たない者を想定している。

(4) 家計相談支援事業

債務問題等の家計に関する課題を抱える生活困窮者に対して、①家計収支等に関する課

題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成②家計の再建に向け公的制度の利用支援や家計表の作成③法テラス等の関係機関へのつなぎ④貸付のあっせん等、以上の支援を実施する。これにより、家計収支の改善、家計管理能力の向上などにより自立した生活を定着させる。

(5) 学習支援事業

生活困窮者家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援による貧困の連鎖の防止の取組等を実施する。

(6) 就労準備支援事業

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援する。①生活自立段階として生活習慣形成のための指導・訓練、②社会自立段階として就労の前段階として必要な社会的能力の習得、③就労自立段階として就労の場の提供や就職活動に向けた技法・知識の取得等の支援を行う。生活困窮者の中には、社会から孤立し、必要な能力が欠如している者も少なくない。生活習慣の形成など、一般就労に就くため基礎的な能力の取得が目的である。

(7) 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の事業として実施。都道府県等が事業を認定する仕組みである。利用者の状況に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業など）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施する。これにより、一般就労や求職活動を行うための動機づけ・準備が可能となる。

2-3 自治体に求められる体制づくり

新制度の核となる自立相談支援事業は、福祉事務所の設置されている自治体において実施することとなっている。自立支援機関の運営は、実施主体が自ら運営する（直営）以外にも、支援決定など実施自治体が行う事項を除き、事業の全部または一部を民間団体等へ委託することができる。相談窓口としては、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の既存の機関を拡充して運営することが想定される。

自立相談支援機関には、生活困窮者支援の理念を適切に理解し、地域の様々な社会資源をよく知っている支援員を配置することが必要である。支援員には、主に相談支援業務のマネジメントや地域の社会資源の創出と地域連携を行う「主任相談支援員」、相談支援全般にあたる「相談支援員」、就労支援に関するノウハウを有する「就労支援員」がおり、この3職種の配置を基本としている。ただし、自治体の規模等に応じて兼務でも問題ない。

第3章 三沢市における生活困窮者の現状と課題

3-1 三沢市の概要

三沢市は青森県の南東部に位置し、東は太平洋、西は小川原湖に臨んでいる。全国有数の航空施設がある大空のまちとして、約42,000人（約18,800世帯）の人口に加え9,000人弱の米軍人、軍属及びその家族が暮らし、異国情緒漂う国際都市として独自の発展を続

けている。

他方で、多彩で良質な一次産品の生産地でもある。県内一の作付面積と出荷量を誇るゴボウをはじめとする野菜産地の農業、斗南藩士・廣澤安任が開いた日本初の洋式牧場以来の歴史をもつ畜産業、かつて東北一とも言われた好漁場を有する水産業、いずれも実に多彩な産品を県内外に供給している。しかしながら、他地域と同様に三沢市においても一次産業の担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっている。

人口においては、平成 15 年度から減少傾向となっている反面、高齢化率は年々増加しており、平成 25 年度で 21.9% (9052 人) となっている。一世帯平均人員においても平成 25 年度 2.2 人と年々世帯単身化傾向をたどっており、今後もさらに高齢・単身化の割合が高くなることを見込まれる。

雇用情勢に関して、三沢市公共職業安定所管内の有効求人倍率の推移は、平成 23 年度 0.44 倍、平成 24 年度 0.62 倍、平成 25 年度、0.84 倍と好転傾向であるものの、平成 25 年度最低賃金において青森県は時給 665 円 (全国 34 位) となっているなど、まだまだ厳しい雇用環境といえる。

生活困窮者を考える上で参考となる生活保護の動向をみていく。平成 25 年度は、被保護者世帯数が 404 世帯 (前年度比 19 世帯増)、被保護者人員は 496 人 (14 人増)、保護率は約 1.2% (約 0.4% 増) となっている。全国平均保護率の 1.7% 及び青森県の 2.2% と比較して低い水準となっているが、増加傾向にある。世帯類型をみると、約 60% が高齢者世帯であり、増加が顕著である。新規申請・開始世帯をみると、全国の動向と同じように稼働年齢層を含むその他世帯も増加している。

3-2 自立支援に関わる行政の取り組み

三沢市における自立支援に関わる事業について、表-1 のとおり整理した。

高齢、障害、母子家庭など各分野で必要な支援が行われるようになっており、適宜に各部署間で連携を図っている。しかし、現時点で生活困窮者を総合的・包括的な支援体制は体系化されていない。

(生活福祉課)	(家庭福祉課)
・生活保護	・母子家庭等対策総合支援事業
・住宅支援給付	・障害者福祉サービスを提供する事業
・行旅病人	・家庭児童相談室
(介護福祉課)	・各相談員の配置
・総合相談事業	(健康推進課)
・包括支援事業	・心の健康づくり推進事業
・権利擁護、成年後見制度	
利用支援事業	

表-1 三沢市の自立支援に関わる事業

なお、新制度の総合窓口は、生活保護業務を所管する生活福祉課に設置される予定である。また、自治体の規模や相談件数などを勘案し、各任意事業は実施せず、支援員についても、相談支援員兼就労支援員 1 名のみを配置を予定している。支援員の募集条件は、社会福祉主事の資格を有しており、1 年以上の経験がある者としている。

3-3 従来の支援体制の限界

これまでの福祉制度では、前述のとおり特定の対象者・分野ごとの支援体制は整備されてきたが、多様で複合的な課題を抱えているケースの対処は困難な場合がある。そこで、生活保護の現場でケースワーカーとして感じた課題を 3 点挙げ、必要な対処を考えていく。

(課題1) 潜伏する生活困窮者

三沢市における生活保護の相談件数は、平成 25 年度 134 件、相談者の平均年齢は約 60 歳となっている。相談件数に対しての申請割合は約 6 割 (76 件) であり、そのうち 63 件が開始決定している。つまり、相談者の約半数が、相談時点で既に最低生活を維持できていなかったということになる。

自ら SOS を発することができず、相談に至らない場合も多いだろう。若年層の多くは、「福祉＝高齢者、障害者」という考えが強く、福祉事務所への相談は少ない。一方で、高齢者の中には、「福祉」に対し、恥ずかしさや後ろめたさなど消極的な印象を持っている人も少なくない。また、忍耐強いのも高齢者の特性の一つといえる。そのため、自らの意思で相談に来る高齢者は少なく、ほとんどが子またはその他の親族、民生委員などに背中を押され相談に至る。

アウトリーチに関して、三沢市介護福祉課では包括支援事業として、4 つの介護事業所に委託し、一人暮らし高齢者世帯の実態把握調査を行っており、状況に応じて介護福祉課を介し、各部署と連携を図っている。また、健康推進課では保健指導を要する特定の世帯への家庭訪問など行っている。これらも、特定の対象者となるため、生活困窮者の把握という視点では不十分である。

対応が遅れるほど、問題は複雑で深刻なものとなっていく。出来るだけ早期にアプローチすることで支援の効果を高めることが期待できる。早期的な対応は、予防的な働きかけにもなり、問題が深刻化する前に問題解決を図ることも可能となる。

(課題2) 型にはめた支援

生活保護の就労支援の現場では、稼働能力を有すると判断されれば、ハローワークと連携し、早期就労を目指している。就労の目的は経済的自立であることから、一般就労へと導く傾向が強い。しかし、準備や能力が不十分な場合、なかなか就労に結び付かず、逆に意欲低下や自信喪失を招くこともある。単に既存の制度やサービスに当てはめず、適したステップをみつけ、それぞれの道筋で自立を目指すことが大切である。

現在、三沢市では生活保護の係に就労支援員 (非常勤職員) を 1 名配置しており、面接相談のほかハローワークへの同行支援などを行っている。面接相談では、年齢や職歴、本人の希望を聴取した上で、求人情報の提供やその他指導・助言を行っている。ハローワークへの中継役という性格が強く、求人にならぬ就労先の開拓などのインフォーマルな支援は進んでいない。

(課題3) 縦割り行政

生活困窮者及びその世帯の抱える課題は多様で、「高齢＋DV＋経済的困窮」「障害、ひきこもり、借金」など複合的なものも多い。このようなケースに対して、高齢だからといって高齢福祉分野のみで支援しては、本質的な課題解決は難しい。各課題に対して同時進行で支援しなければ、状況の悪化を招くこともある。

三沢市では月に 1 回以上、「地域ケア会議」を開催している。これは、困難事例や広域課題について検討し、保健・医療・福祉の総合的かつ一体的なサービスを提供するために設置している。組織として、行政職員のほか、保健・医療関係者や介護事業者、社会福祉協

議会や民生委員などで構成させる。ここで挙げた行政職員とは福祉部署の職員にあたる。

生活困窮という課題には、福祉分野のみならず、雇用、金融、住宅、産業など、多様な分野が関係するものであり、様々な支援施策が一体的に提供されることが重要である。各関係機関が連携し、地域全体がチームとして支援する体制づくりが求められる

第4章 求められる協働による支援体制

4-1 協働の自立支援

前章でも述べたように、生活困窮者の課題を解決するためには包括的な支援施策が求められ、法に基づく事業のほか、地域の既存の関係機関や制度の動員が必要となる。フォーマルな支援の他に、高齢者の見守り等は民生委員・児童委員や自治会の福祉委員が、ホームレス、DV 被害者、在住外国人などの新しい課題には市民活動やNPOなどが関わってきた。公的制度だけでは対応できないケースも存在し、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要となる。こうした既存の活動を活かしながら、地域福祉の仕組みを再構築することになる。

生活困窮者支援を通して、様々な分野の既存の社会資源と連携し、また、その活性化を図り、行政・関係機関・地域住民が協働で取り組むことが求められる。そのためには行政が先頭に立って、庁内における横断的な協働体制を構築すべきである。生活保護や地域福祉といった関係部署のみならず、国民健康保険・年金、税、商工・雇用、子育て・教育、公営住宅等の部署の密な連携が必要となる。

行政から地域へと協働の輪を広げ、地域全体で生活困窮者を支援するという共通認識を持つことが大切である。自立支援という視点から、地域づくりに取り組み、生活困窮者の支援に理解のある社会資源のネットワーク構築を創造していく。

4-2 三沢市における具体的な事業推進

平成27年度より施行される生活困窮者自立支援制度を基に、三沢市における支援体制を提案していく。現時点で未施行であることから、今回は必須事業のみの運用を考える。

事業を進めていく上で、司令塔となるのは、新制度の中核的事业である自立相談支援事業で設置した相談支援機関である。三沢市であれば福祉事務所内生活福祉課窓口となる。

図-2にある支援の流れは、自立相談支援事業の基本となるものであり、各自治体とも大きな違いはない。

これまでも「早期的」「個別的」「包括的」な支援の必要性を述べてきたが、図-2において、特に①把握・アウトリーチ③アセスメント⑤支援サービス提供の段階でその要素を内包している。各段階におけるポイントを整理する。

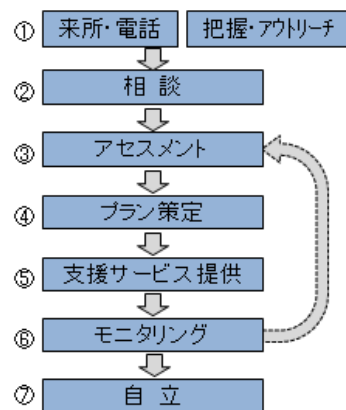


図-2 自立相談支援事業の流れ

(1) 早期発見からのアウトリーチ

生活困窮者が相談窓口につながる経路として、本人の電話・来所による相談のほか、他部署や関係機関からの紹介がある。より早期的な支援を図るためには、訪問相談による相談受付も有効であるが、その前に、潜在する生活困窮者を把握する必要がある。そのためには庁内外における連携が求められる。

庁内において、国保・年金や税、各種公共料金等の担当部署が連携し、滞納状況や相談内容から判断し、速やかに自立相談支援窓口へつなぐ。

庁外関係機関では、医療機関や介護事業所、ライフライン事業者、その他民生委員やボランティアなどのインフォーマルな資源も含めた地域資源と連携し、ネットワークを拡大していく。例えば、医療機関や介護施設への支払いが困難な方の紹介、電気料金の滞納など、各関係機関が自立相談支援窓口へ速やかに情報提供する体制を整える。そのためにも、自立相談窓口の設置について周知を図ることが第一となる。こうした外部の機関と連携するにあたって、必要に応じて協定書を結ぶなど、ルールを共有化することが必要となる。各関係機関は生活困窮者を早期発見するためのアンテナとなり、このアンテナを地域全体に張り巡らせていく。

(2) アセスメントによる個別的な分析・評価

生活困窮に陥っている状況を包括的に把握し、その中で対応すべき課題を適切に捉える。客観的に問題の背景・要因等を分析し、解決の方向を見定め、本質的な課題解決を目指す。

支援員は課題解決のために、本人が自ら考え行動できるよう支援していく。アセスメントを通じて、課題や解決の方向を本人自身が表現できるように導く。本人が問題の背景を考える際、個人、家族、仕事などの要因に加え、「地域」についても見つめ直すきっかけとする。地域での経験や関わった人・モノ、地域の課題や改善点などにも着目し、課題を解きほぐしながら、本人が「これならできる」というものを見出していく。

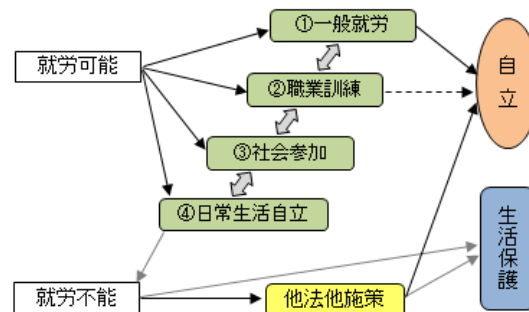
(3) 個別的な就労支援

アセスメントにより、対象者が就労可能か否を判断する。それぞれの能力に合わせ、図-2のように支援サービスを提供していく。

稼働可能であれば、アセスメント結果を基に就労支援を推進していく。就労支援員はアセスメントの段階から関与し、生活状況や悩み、就労意欲や阻害要件などを聞き取り、自己理解への支援（キャリアカウンセリング）や職業理解への支援（労働市場や職業情報の提供）を行う。

対象者によって、就労に向けた準備・能力が一定程度整っている者もいれば、就労以前に日常生活の改善を要する者もおり、一律に一般的な職業紹介を行うべきではない。そこ

図-3 能力に合わせた支援サービスの提供



で、図-3 のように大きく 4 つの段階に分け、就労支援を展開する。

- ① 一般就労：主にハローワークと連携し早期就労を目指す。履歴書の作成指導や面接対策、ニーズに応じた職業紹介、必要に応じて就労後のフォローアップを行う。
- ② 職業訓練：就労に向けた実践的な支援が必要な者には職業訓練から一般就労へと導く。継続的な就労経験の場やセミナー参加の機会を提供し、一般就労への就職活動に向けた技法や知識の取得等を支援する。(パソコンスキルなど)
- ③ 社会参加：生活習慣は確立しているが社会参加のために支援が必要な者に対しては、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけるための指導・訓練を行う。(コミュニケーション能力など)
- ④ 日常生活自立：生活習慣の改善が必要な者には、まず日常生活の自立を図ってもらう。社会参加する上で必要な生活習慣の形成のための指導・訓練を行う。(毎日定時に出勤できるなど)

職業訓練や社会参加の段階で、問題となるのは受入れ先である。体験的就労・インターンシップ・ボランティア等の受入れ先を確保・開拓することも支援員の役割である。

三沢市には、中小規模の事業所、人手を必要としている農家・漁業関係者なども存在している。これらは、ハローワークに求人を出していないこともあるため、こまめに発掘し

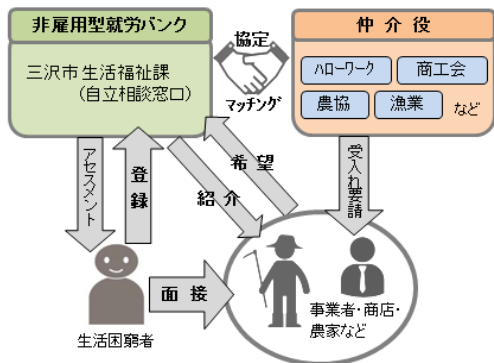


図-4 非雇用型就労バンク(仮称)の流れ

ていく必要がある。そこで、「非雇用型就労バンク(仮称)」の設置を提案する(図-4)。非雇用型就労とは、雇用契約を結ばずに行う就労のことである。仲介役として、ハローワークや商工会、農協・漁協などと協定し、生活困窮者に就労機会・社会参加の場を斡旋する。利用の流れは図-4 のとおりである。想定する就労内容は、事業所での軽就労、野菜収穫の手伝い、漁網の整網作業などがある。地域社会において、SOSを発することができないのは生活困窮者だけでない。人手を必要としている農家などへも手を差し伸べる仕組みである。

(4) 包括的なネットワーク構築

社会から孤立していた者、就労から離れていた者、彼らが単独で地域資源を活用することは容易ではない。

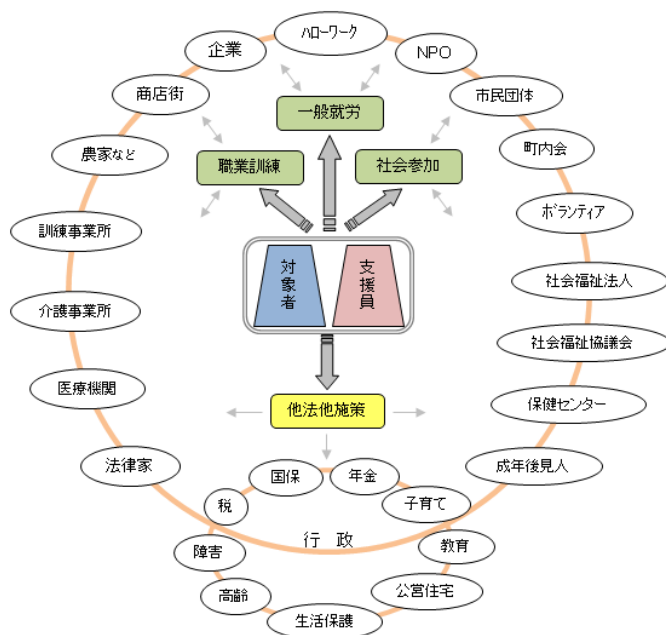
そこで、三沢市では「寄り添い型」を基本姿勢として自立支援を進めていく。そのためには、支援員は対象者との信頼関係と情報共有に力点を置くことが重要である。さらに、支援員には、個々の生活困窮者に対する包括的・継続的支援と、行政や関係機関との連携を深め、(1)で述べた早期発見のため、(3)で述べた就労先を確保するために、地域のネットワークづくりを行うことが求められる。各関係機関が有する機能や制度・サービス内容を十分に理解した上で、適切にコーディネートしていく。就労開始やサービス利用後もいわゆる「丸投げ」とならないように留意する。支援員は関係機関間が十分連携・機能

するよう、モニタリングやマッチングを継続し、対象者の就労を含めた生活全体が安定するまで、調整役として支援を続ける。

また、地域全体で包括的な支援体制を確保していくために、地域の既存の社会資源ネットワークの活用や磨き上げを行いながら、新たに必要と思われる関係機関を整理し、連携体制を確保し続けていくことが必要である。生活困窮者が、人との関わりの中で生活していけるよう、個人を取り巻く地域環境を整備していくことも重要な支援となる。

このようなネットワークの構築は、支援サービスの推進はもちろん、生活困窮者の早期発見・早期対応といった期待もできる。

図-5 社会資源のネットワークと協働のイメージ



4-3 「支えられる側」から「支える側」へ

自立へのステップアップは自信や自己肯定感・自尊感情を回復させる。就労やボランティア、地域交流を通して、他者を好意的に受け止めたり、他者との絆や地域社会とのつながりを感じ取ったりする。その結果、自身が暮らす地域の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということ自身で認識し始める。自己有用感の芽生えである。この芽生えは、誰かに必要とされている満足感と同時に誰かの役に立ちたいという奉仕の意欲を抱かせる。その意識は問題行動の抑制にもつながり、再び困窮に陥ることを抑止する。自己有用感の芽生えを育むためにも、すべての支援過程において、個別性つまり「その人らしさ」を尊重し、細やかな配慮を大切にしていける必要がある。また、それには受入れ先の理解が欠かせない。ここで、取組事例を一つ紹介する。

【取組事例】 地域課題を解決する中間的就労～薪プロジェクト～（滋賀県東近江市）

東近江では里山保全が課題となっており、整備されていない里山では猿や鹿といった獣によって田畑を荒らされる被害が多くある。里山を整備するには、雑木の伐採が必要であり、伐採された雑木を活用した事業を行うことで有効活用とコスト削減を検討した。そこで、プロが伐採した雑木を薪にする作業を行うこととし、薪にする作業は中間的就労として行うことで、作業効率も遜色がなく比較的低いコストで事業が可能であることがわかったため、「薪」をキーとして地域がつながっていくプロジェクトを始めた。

これにより、里山保全をめぐる地域が解決されるだけでなく、失敗がない薪割り作業を通じて多くの若者が「働く自信」を取り戻し、次の就労へのステップとしている。

これまで支えられる側でしかなかった生活困窮者が、支える側に回る。アセスメントの段階で、地域と向き合い、地域における自己を分析・評価させる。以降のプラン策定や支援サービスの提供の際も、「地域」への意識づけを図る。自立へのステップが上がっていくと同時に、地域に救われたという想いが増していく。その想いが、地域へ還元したいという想いへと転換される。

埋もれていたマンパワーが掘り起こされることは、超高齢社会の中では意義も大きい。特に、担い手不足・後継ぎ問題が嘆かれている一次産業での活躍を期待している。生活困窮を経験した方が気づいた地域の課題・問題点、それは地域の根底にあるものかもしれない。彼らの意見は、行政を含む地域社会全体において貴重なフィードバックとなることだろう。

おわりに

生活困窮者が抱える課題を解決する方法は、必ず「地域」にある。三沢市の社会資源は決して多様であるとは言えないが、不足しているわけではない。生活困窮者支援を通じて、より多くの地域資源を発掘・創出し、地域全体で支え合う仕組みを創り上げ、生活困窮者も含めた地域住民一人ひとりが社会参加できる地域づくりを目指したい。

誰もが安心して生活できる地域づくりは、行政だけではなく、地域住民一人ひとりの理解と協力なしには実現できない。その理解を広げられるよう、一行政職員として、そして一地域住民として地道に働きかけていきたい。

【参考文献・資料】

公益財団法人日本都市センター（2014）『生活困窮者自立支援・生活保護に関する都市自治体の役割と地域社会との連携』報光社。

一般社団法人北海道総合研究調査会（2014）『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』

社会保障審議会（2013）『生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書』

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（2014）『生活困窮者の就労支援に関する研究事業 報告書』

社会福祉法人 全国社会福祉法人『月刊福祉』2015年1月号,p30-33

26 期図司ゼミ 三沢市 中村和徳

三沢市（2014）『三沢市総合振興計画 H27-H29 実施計画』

三沢市（2014）『三沢市統計書』